

新型コロナウイルス感染症の相談・受診について

- 新型コロナウイルス感染症については、釧路保健所（一般相談、帰国者・接触者相談センター）にご相談ください。
- 特に次の①～③に該当する方は、保健所にご相談ください。
- ①～③に該当しない方で不安や症状のある方は、保健所に相談か、事前に電話のうえ、マスクを着用し一般の医療機関を受診してください。

- ① 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し
発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた方
- ② 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し
発症前14日以内に中国湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴がある方
- ③ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が有る場合

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

- ・基礎疾患等～糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦の方

①～③の
いずれかに
該当する

釧路保健所「帰国者・接触者相談センター」
(TEL: 0154-65-5811)

※ ご相談の結果、専門の「帰国者・接触者外来」もしくは一般医療機関の受診を調整します。

※ 時間外・土日祝日については、警備会社に繋がります。折り返し保健所からご連絡します。

<一般相談、帰国者・接触者相談センター>

時間	機関	電話番号
平日 8:45 ~ 17:30	北海道釧路保健所	0154-65-5811
平日 17:30 ~ 21:00	北海道保健福祉部健康安全局	011-204-5020
土日祝 9:00 ~ 21:00	地域保健課	
平日 9:00 ~ 21:00	厚生労働省	0120-565-653
土日祝 9:00 ~ 21:00	新型コロナウイルス電話相談 窓口（コールセンター）	（一般相談のみ）

※釧路保健所、道地域保健課は「一般相談」「帰国者・接触者相談センター」を兼ねています。